

## 大磯町個人情報保護に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他の事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び町政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

### (個人情報取扱事務登録簿)

第3条 町の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の収集の方法
- (5) 個人情報の利用等の範囲
- (6) 個人情報の記録の内容

2 次に掲げるものは、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しない。

- (1) 町の機関又は国若しくは他の地方公共団体の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので町の機関が定めるもの
- (2) 町の機関の職員（職員であった者を含む。）の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので町の機関が定めるもの
- (3) 一般に入手し得る刊行物等

3 町の機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 町の機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を第16条に規定する大磯町個人情報保護制度運営審議会（以下この条において「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について

意見を述べることができる。

5 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、町の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、町の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、町の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手續)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(個人情報保護審査会の設置及び組織)

第10条 次に掲げる事務を行うために、町長の附属機関として、大磯町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 大磯町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年大磯町条例第〇号。以下「議会条例」という。)第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、法律又は行政に関し学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(審査請求についての調査審議の手續における定義)

第11条 この条から第15条までにおいて「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関及び議会条例第46条第1項の規定に基づき審査会に諮問をした議長をいう。

2 この条から第15条までにおいて「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。ただし、前条第1項第2号の場合にあつては、議会条例第21条第5号、第36条第1項又は第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。

(審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条 審査会は、第12条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出若しくは議会条例第46条第1項に規定する審査請求に係る同法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を、当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政不服審査法の準用)

第15条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前3条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定を含むものとし、行政不服審査法第78条中交付の請求に係る部分を除く。）の定めるところによる。

(個人情報保護制度運営審議会を設置及び組織)

第16条 法第129条の規定による諮問及び議会条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議するため、町長の附属機関として大磯町個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 町の機関及び議長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) 法第3章第3節の施策を講ずる場合、その他、町の機関又は議長が特に必要であると認める場合

- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(運用状況の公表)

第17条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大磯町個人情報保護条例の廃止)

第2条 大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の大磯町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条及び第29条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第22条第1項若しくは第2項又は第24条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第26条の規定により設置された大磯町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者及び第27条の規定により設置された大磯町個人情報保護制度運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者

は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第10条第3項及び第16条第4項の規定により審査会及び審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

4 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第10条第4項及び第16条第5項の規定にかかわらず、旧審査会及び旧審議会の委員としての残任期間とする。

5 この条例の施行日前の旧条例第17条、第24条及び第24条の4の規定による決定又は附則第3条第2項の規定による決定に対する審査請求及び諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審査会及び旧審議会の委員であった者に係る旧条例第26条及び第27条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎